

平成21年8月26日(水) 開催

生活環境保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 生活環境保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成21年9月定例会主要事項について (保健福祉部・生活環境部)
- (2) 平成20年度介護保険の決算状況について (保健福祉部)
- (3) 岡山県食育推進計画の見直しについて (保健福祉部)
- (4) 岡山県食の安全・安心推進計画の見直しについて (保健福祉部)
- (5) 第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」への岡山県選手団派遣について (保健福祉部)
- (6) 「地域文化芸術振興プラン推進事業」について (生活環境部)
- (7) 平成20年度人形峠周辺の環境放射線等測定結果について (生活環境部)
- (8) その他

○ 次回委員会

平成21年9月25日(金) 午前10時30分 開催

○ 閉 会

平成21年度9月補正予算額一覧表

平成21年8月26日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(248,396) 257,580	()	(248,396) 257,580	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(1,924) 35,731	() 200	(1,924) 35,931
		災 害 復 旧	(12) 3,250	()	(12) 3,250
		国 直 轄	(3,921) 13,909	()	(3,921) 13,909
	C 国庫補助事業費	(7,109) 32,609	(8) 29,419	(7,117) 62,028	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(180,998) 225,025	()	(180,998) 225,025
		運 営 費	(23,463) 28,208	()	(23,463) 28,208
	E 単県行政施策費	(37,069) 91,618	(△ 86) 180	(36,983) 91,798	
	一般会計の計	(502,892) 687,930	(△ 78) 29,799	(502,814) 717,729	
	特別会計の計	300,737		300,737	
合 計	(502,892) 988,667	(△ 78) 29,799	(502,814) 1,018,466		
企業会計の計	12,022		12,022		

()は一般財源

平成21年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
総 務 部	(203,984) 215,722	(11) △ 956	(203,995) 214,766
企 画 振 興 部	(7,315) 14,490	() 473	(7,315) 14,963
生 活 環 境 部	(4,901) 6,260	(3) 1,371	(4,904) 7,631
保 健 福 祉 部	(81,162) 95,085	(1) 26,008	(81,163) 121,093
産 業 労 働 部	(7,361) 21,183	() 48	(7,361) 21,231
農 林 水 産 部	(18,148) 44,170	(2) 1,730	(18,150) 45,900
土 木 部	(18,237) 78,399	(1) 1	(18,238) 78,400
警 察 本 部	(41,589) 46,286	() 10	(41,589) 46,296
教 育 委 員 会	(117,367) 163,501	(△ 96) 1,114	(117,271) 164,615
諸 局	(2,828) 2,834	()	(2,828) 2,834
合 計	(502,892) 687,930	(△ 78) 29,799	(502,814) 717,729

()は一般財源

平成21年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	225,180		225,180
地方消費税清算金		36,193		36,193
地方譲与税		15,373		15,373
地方特例交付金		2,550		2,550
地方交付税		157,600		157,600
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,741		5,741
使用料及び手数料		10,282	2	10,284
国庫支出金		88,154	26,070	114,224
財産収入		2,498	241	2,739
寄附金		6		6
繰入金		22,112	4,643	26,755
諸収入		14,902	25	14,927
県	債	106,639	△ 1,182	105,457
合	計	687,930	29,799	717,729

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議	会 費	1,517		1,517
総	務 費	48,472	889	49,361
民	生 費	80,933	24,099	105,032
衛	生 費	14,307	1,908	16,215
労	働 費	11,744		11,744
農	林 水 産 業 費	43,405	1,730	45,135
商	工 費	9,262	48	9,310
土	木 費	77,311	1	77,312
警	察 費	46,286	10	46,296
教	育 費	173,734	1,114	174,848
災	害 復 旧 費	3,455		3,455
公	債 費	103,927		103,927
諸	支 出 金	73,377		73,377
予	備 費	200		200
合	計	687,930	29,799	717,729

生活環境保健福祉委員会資料

1. 平成21年9月定例会主要事項について
 - (1) 平成21年度9月補正予算額 P. 1
 - (2) 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 P. 7
 - (3) 岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例 P. 9
 - (4) 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 P. 11
 - (5) 岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例 P. 14
 - (6) 岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例 P. 17
 - (7) 岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例 P. 22
 - (8) 物品の取得について P. 25
 - (9) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について
 - ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター P. 26
 - (10) 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類について
 - ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター P. 32
2. 平成20年度介護保険の決算状況について P. 38
3. 岡山県食育推進計画の見直しについて P. 42
4. 岡山県食の安全・安心推進計画の見直しについて P. 43
5. 第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」への岡山県選手団派遣について P. 44

平成21年8月26日
保 健 福 祉 部

平成 21 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(64,773,693) 68,549,408	()	()	(64,773,693) 68,549,408	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(4,146,799) 12,428,994	(1,015) 26,007,195	(1,015) 26,007,195	(4,147,814) 38,436,189	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,376,244) 5,639,973	()	()	(5,376,244) 5,639,973
		運 営 費	(1,502,083) 1,676,217	()	()	(1,502,083) 1,676,217
	E 単県行政施策費	(5,363,515) 6,790,801	(571) 571	(571) 571	(5,364,086) 6,791,372	
	一般会計の計		(81,162,334) 95,085,393	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766	(81,163,920) 121,093,159
	特別会計の計		343,583			343,583
合 計		(81,162,334) 95,428,976	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766	(81,163,920) 121,436,742	

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	特別保育事業費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
C		(86,133)	(952)	(952)
		258,556	2,516,485	2,516,485
説明	1. 安心子ども基金積立金 8,708 → 2,000,796 子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため、国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金等を「安心子ども基金」に追加積立てするもの			
	2. 安心子ども基金事業費 76,101 → 600,498 市町村及び事業者等が実施する保育サービス等の充実、地域の子育て支援の充実、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充などに必要な経費補助			
分類	事項名	医療施設等施設整備費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
C		()	()	()
		504,733	1,906,669	1,906,669
説明	医療施設耐震化臨時特例基金積立金 0 → 1,906,669 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震化を促進するため、国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を原資として県に造成する「医療施設耐震化臨時特例基金」に積み立てるもの			

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	看護師等確保・養成事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(226,375) 414,040	() 1,813	() 1,813
説明	第7次看護職員需給見通し策定事業 0 → 1,813 国からの受託により、平成22年度に策定を予定していた第7次看護職員需給見通しを前倒し実施するもの		
分類	事項名	福祉人材確保等推進事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(35,000) 129,004	() 21,577	() 21,577
説明	福祉・介護人材確保緊急支援事業 87,866 → 109,443 福祉・介護人材の確保のため、就労・定着、キャリアアップ等を支援する事業を実施するもの		
分類	事項名	社会福祉施設等耐震化等整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	(63) 2,682,643	(63) 2,682,643
説明	1. 社会福祉施設等耐震化等 0 → 2,392,069 臨時特例基金積立金 社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備を促進するため、国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資として県に造成する「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」に積み立てるもの 2. 社会福祉施設等耐震化等整備費 0 → 290,574 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備に必要な経費補助		

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覽

(単位:千円)

分類	事項名	介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(1,436,778)	(15,583,463)	(15,583,463)
説明	<p>1. 介護職員処遇改善等臨時特例基金 10,505 → 7,420,401 積立金 介護職員の処遇改善を進めるため、国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金を「介護職員処遇改善等臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>2. 介護職員処遇改善臨時特例事業費 10,449 → 1,297,466 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成</p> <p>3. 施設開設準備経費助成事業費 0 → 463,200 円滑な施設開設のため、施設のハード整備と一体的に行う開設準備に対する助成</p> <p>4. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 709,801 → 6,215,362 積立金 地域密着型の施設整備に係る既存の市町村交付金の拡充により介護拠点等を緊急に整備するため、国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>5. 介護基盤緊急整備等事業費 706,023 → 1,623,812 地域密着型の施設整備に係る既存の市町村交付金の拡充により介護拠点を緊急に整備するとともに、既存施設のスプリンクラーの整備を行うもの</p>		
分類	事項名	障害者自立支援対策臨時特例事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(622,148)	(2,561,022)	(2,561,022)
説明	<p>1. 障害者自立支援対策臨時特例基金 14,534 → 1,841,317 積立金 福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図るため、国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金を「障害者自立支援対策臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>2. 障害者自立支援対策臨時特例事業費 607,614 → 1,341,853 福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を行う事業に必要な経費補助</p>		

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覽

(単位:千円)

分類	事項名	生活福祉資金貸付費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(22,103) 50,005	() 733,523	() 733,523
説明	1. 生活福祉資金貸付費 27,406 → 686,540 生活福祉資金貸付事業の拡充に伴う貸付原資、欠損補てん積立金等の積み増し		
	2. つなぎ資金貸付費 0 → 50,395 臨時特例つなぎ資金貸付原資等の新規積立て		
	3. 住宅手当緊急特別措置費 0 → 23,994 住宅を喪失若しくは喪失するおそれのある離職者に対する住宅手当の給付		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(4,146,799) 12,428,994	(1,015) 26,007,195	(1,015) 26,007,195
分類	事項名	災害救助対策費	
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(3,304) 3,304	(571) 571	(571) 571
説明	災害救助対策費 0 → 571 平成21年7月19日に美作市で発生した突風被害に対して、市が実施した住宅の応急修理、障害物の除去等の事業への補助を行うもの		
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(5,363,515) 6,790,801	(571) 571	(571) 571
一般会計 の計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(81,162,334) 95,085,393	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766
合計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(81,162,334) 95,428,976	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766

()は一般財源

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	災害・救急医療情報・医療機能情報提供システム			
期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
		国 庫	その他	一 般
平成21年度から 平成27年度まで	300,983千円	80,262		220,721

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により，社会福祉施設等の耐震化等を促進し，入所者等の安全・安心の確保を図るため，岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化等を促進し、入所者等の安全・安心の確保を図るため、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として、県に交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化等を促進し、入所者等の安全・安心の確保を図るため、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により，大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し，地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため，岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため、岡山県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として、県に交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため、岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>歯科技工士試験という用語を歯科技工士国家試験に，歯科技工士試験合格証明書という用語を歯科技工士国家試験合格証明書に改める。</p>
改正理由	<p>歯科技工士法の一部改正に伴い，規定の整備を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第百八号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に、同条第百九号中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

歯科技工士法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百七略</p> <p>百八 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士国家試験の実施 三万六千円</p> <p>百九 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十条の規定による歯科技工士国家試験合格証明書の交付 三千元</p> <p>百十 百三十二略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百七略</p> <p>百八 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士試験の実施 三万六千円</p> <p>百九 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十条の規定による歯科技工士試験合格証明書の交付 三千元</p> <p>百十 百三十二略</p>

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部障害福祉課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的に、福祉・介護人材の処遇の改善を図ることを加える。
改正理由	国の障害者自立支援対策臨時特例交付金制度の見直しにかんがみ、福祉・介護人材の処遇の改善を図るための事業を実施するため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的を改める必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保」の下に「及び処遇の改善」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

国の障害者自立支援対策臨時特例交付金制度の見直しにかんがみ、福祉・介護人材の処遇の改善を図るための事業を実施するため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的を改める必要がある。

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する障害者自立支援対策臨時特例交付金により、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な運用を図るための事業を実施し同法に基づく制度の円滑な運営を図るとともに、福祉・介護人材の確保及び処遇の改善を図るため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する障害者自立支援対策臨時特例交付金により、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な運用を図るための事業を実施し同法に基づく制度の円滑な運営を図るとともに、福祉・介護人材の確保を図るため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の
一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部障害福祉課
教 育 委 員 会

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を倉敷市に設置する。</p> <p>2 県立の特別支援学校の名称を次のように改める。</p> <p>(1) 岡山県立岡山養護学校 → 岡山県立岡山支援学校</p> <p>(2) 岡山県立岡山西養護学校 → 岡山県立岡山西支援学校</p> <p>(3) 岡山県立岡山東養護学校 → 岡山県立岡山東支援学校</p> <p>(4) 岡山県立岡山南養護学校 → 岡山県立岡山南支援学校</p> <p>(5) 岡山県立西備養護学校 → 岡山県立西備支援学校</p> <p>(6) 岡山県健康の森学園養護学校 → 岡山県健康の森学園支援学校</p> <p>(7) 岡山県立東備養護学校 → 岡山県立東備支援学校</p> <p>(8) 岡山県立早島養護学校 → 岡山県立早島支援学校</p> <p>(9) 岡山県立誕生寺養護学校 → 岡山県立誕生寺支援学校</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>特別支援学校における教育をより充実させるため、高等部の職業科単科制の岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を設置するとともに、県立の特別支援学校の名称を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成21年度当初予算に計上済み</p>
備 考	

岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

(岡山県健康の森学園条例の一部改正)

第一条 岡山県健康の森学園条例(平成二年岡山県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「に規定する」を「の規定により同項に規定する」に、「及び学校教育法」を「を、学校教育法」に、「第二条の規定による」を「第二条の規定により」に、「岡山県健康の森学園養護学校」を「岡山県健康の森学園支援学校」に改める。

(岡山県立特別支援学校設置条例の一部改正)

第二条 岡山県立特別支援学校設置条例(昭和四十五年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	
----------------	--

を

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市

に改める。

第三条 岡山県立特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中「岡山県立岡山養護学校」を「岡山県立岡山支援学校」に、「岡山県立岡山西養護学校」を「岡山県立岡山西支援学校」に、「岡山県立岡山東養護学校」を「岡山県立岡山東支援学校」に、「岡山県立岡山南養護学校」を「岡山県立岡山南支援学校」に、「岡山県立西備養護学校」を「岡山県立西備支援学校」に、「岡山県立東備養護学校」を「岡山県立東備支援学校」に、「岡山県立早島養護学校」を「岡山県立早島支援学校」に、「岡山県立誕生寺養護学校」を「岡山県立誕生寺支援学校」に改める。

附 則

この条例中第二条の規定は平成二十一年十二月一日から、その他の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

特別支援学校における教育をより充実させるため、高等部の職業科単科制の岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を設置するとともに、県立の特別支援学校の名称を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県健康の森学園条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(目的及び設置) 第一条 1 略 2 学園に、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。別表において「法」という。）附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条第一項の規定により同項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設（岡山県健康の森学園授産施設（以下「授産施設」という。））を、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により特別支援学校（岡山県健康の森学園支援学校）を置く。</p>	<p>(目的及び設置) 第一条 1 略 2 学園に、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。別表において「法」という。）附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条第一項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設（岡山県健康の森学園授産施設（以下「授産施設」という。））及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定による特別支援学校（岡山県健康の森学園養護学校）を置く。</p>

岡山県立特別支援学校設置条例新旧対照表（第二条関係）

新		旧	
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			
略	略	略	略
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市	岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	岡山市
名	称	名	称
位	置	位	置
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			
略	略	略	略
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市	岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	岡山市
名	称	名	称
位	置	位	置

岡山県立特別支援学校設置条例新旧対照表（第三条関係）

新		旧	
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			
岡山県立岡山支援学校	略	岡山県立岡山養護学校	略
岡山県立岡山西支援学校	略	岡山県立岡山西養護学校	略
岡山県立岡山東支援学校	岡山市	岡山県立岡山東養護学校	岡山市
岡山県立岡山南支援学校	岡山市	岡山県立岡山南養護学校	岡山市
略	略	略	略
岡山県立西備支援学校	笠岡市	岡山県立西備養護学校	笠岡市
岡山県立東備支援学校	備前市	岡山県立東備養護学校	備前市
岡山県立早島支援学校	都窪郡早島町	岡山県立早島養護学校	都窪郡早島町
岡山県立誕生寺支援学校	久米郡久米南町	岡山県立誕生寺養護学校	久米郡久米南町
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			

岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部子育て支援課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金を積み立てることとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>国の子育て支援対策臨時特例交付金制度の見直し等にかんがみ、基金の積立てに関する規定を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>平成21年度9月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

岡山県安心子ども基金条例（平成二十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県に交付される子育て支援対策臨時特例交付金を積み立てる」を「積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第六条において「予算」という。）の定めるところによる」に改める。

第四条第一項中「一般会計歳入歳出予算（次項及び第六条において「予算」という。）」を「予算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金制度の見直し等にかんがみ、基金の積立てに関する規定を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県安心こども基金条例新旧対照表

新	旧
<p>2 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第六条において「予算」という。)の定めるところによる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される子育て支援対策臨時特例交付金を積み立てる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算(次項及び第六条において「予算」という。)の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。</p>

物品の取得について

物品を次のとおり取得するものとする。

- 1 取得する物品 抗インフルエンザウイルス薬 1,007,000カプセル
- 2 契約の相手方 東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社
営業本部長 中村 直隆
- 3 取得予定価格 194,129,460円
- 4 契約締結の時期 平成21年度中
- 5 契約要領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

(参 考)

議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績 に関する評価結果について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成20年度における業務の実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第4項の規定により岡山県地方独立行政法人評価委員会から報告を受けたので、同条第5項の規定に基づき、報告する。

(参考)

地方独立行政法人法抜粋

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成23年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア) 精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ) 前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成20年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの中期計画（平成19年度から23年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な

見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職	等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨベット(株)取締役社長	
委員	江尻 博子	(株)岡山スポーツ会館代表取締役社長	
委員	小川 洋	公認会計士	
専門委員 (病院関係)	中西 綾子	元岡山県看護協会専務理事	
専門委員 (病院関係)	日笠 完治	岡山県精神科病院協会理事 希望ヶ丘ホスピタル病院長	

(委員名順、50音順)

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成20年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成20年度は、法人化した平成19年度に引き続き、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、昨年度の評価結果によりさらなる努力が必要とされた評価項目についても、理事長のリーダーシップのもと改善が行われているものと認められる。

特に、病院機能評価認定の取得に向けた取組を通じて、病院内の課題を評価機関からの客観的な視点から整理・解決を行い、業務運営の改善・効率化を行うとともに、平成21年5月に認定取得に結びつけたことについて、積極的に評価するものである。

また、司法精神入院棟の運営、精神障害のある人への地域生活支援への積極的な取組や、訪問看護の充実など、岡山県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものであり、高く評価するものである。

さらに、財務内容については、経常収支比率、営業収支比率、人件費比率いずれも前年度に引き続き改善するという具体的な形で現れており、岡山県精神科医療センターの優れた経営手腕が発揮されているものと認められ、高く評価するものである。

しかしながら、精神科医師不在地域への対応、災害対策への体制整備等、一定の改善は認められたものの、さらなる努力が必要とされるものや、ボランティア活動の推進、医療安全管理対策の推進等、目標の達成が出来なかったものも見受けられた。

最小項目別評価の結果をみると、76項目中、前年度と比較して評価が上がったものが29項目、逆に下がったものが2項目となっている。

以上全体として、岡山県精神科医療センターが法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、平成20年度の業務の実績における中期計画の進捗は、順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

理事長のリーダーシップを活かした取り組みが行われており、着実に期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

53項目

② 特筆すべき項

- ・病院機能評価認定の取得に向けた業務全般の見直しを通じて、業務運営の改善・効率化が図られている。
- ・効果的な病床管理が行われ、病床利用率は93.7%と目標を上回り、県内の精神科医療の中核病院として機能している。
- ・児童思春期における精神疾患について、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなど、関係機関とのネットワーク構築に努めている。
- ・平成19年度に引き続き24時間の救急医療を実施し、中核病院として県内の多くの事案に対応した。
- ・ボランティア希望者が参加しやすいような受入体制の整備をすることが望まれる。
- ・医療安全管理対策を推進するための現状把握や分析に努める必要がある。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

各部門ごとの意思決定と責任体制を明確にし、組織内の意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

17項目

② 特筆すべき項目

- ・毎週開催している経営企画会議において、平成20年度からは四半期決算を踏まえた経営分析や施策の決定を行うこととし、また、その内容を各職員が共有できるようにし、機動的な運営を行う体制の構築に努めた。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

經常収支比率などの経営管理指標の改善が図られ、財務内容の改善が認められた。

ウ 評価した項目

① 項目数

1項目

② 特筆すべき項目

- ・ 経常収支比率（経常収益／経常費用）が116.9%から125.1%へ、営業収支比率（営業収益／営業費用）が93.1%から108.0%へ、人件費比率（総人件費／営業収益）が72.8%から62.1%に改善した。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

医療従事者の適正配置、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度の構築に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

5項目

② 特筆すべき項目

- ・ 人事評価制度の本格実施を行い、勤勉手当の勤勉率に結果を反映させた。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

- ・ 児童思春期における精神疾患については、児童福祉との連携強化が課題であることを踏まえて、平成20年度からは、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなどして、関係機関とのネットワーク構築への取組を行っている。
- ・ 訪問看護の充実のため、平成20年4月より地域生活支援室内に訪問看護部門を設置し、多職種を活かした訪問活動を行った。
- ・ 災害派遣に係る諸規定などの整備については、県外発生災害への派遣についての規定整備を行い、県内発生の場合に対応するための設備整備等についても検討を行った。
- ・ 資格取得のために長期的な研修を受講するための制度（研修休職）を創設した。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する報告等

該当無し

平成20年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業実績書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>平成20年度は、法人化した平成19年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、岡山県内の精神科医療の中核病院としての期待に応えるべく、積極的な取組を行った。また、病院機能評価認定の取得を通じ、業務運営の改善・効率化を行った。延べ外来患者数は57,709人(前年度比9.3%増)、延べ入院患者数は86,981人(前年度比8.2%増)、病床利用率(司法精神入院を除く)は93.7%(前年度比1.4%減)、休日夜間精神科救急の入院患者数は305人(県内の69.3%に対応)であり、県民に対し、専門的な医療を提供した。また、財務内容についても改善を図ることができた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価認定の取得に向けた業務全般の見直しを通じて、業務運営の改善・効率化を行った。 ・平成19年度に引き続き、24時間の精神科救急医療を実施し、岡山県精神科救急医療システムのの中核病院として、県内の精神科救急の多くの事案に対応した。 ・児童思春期に特有な精神疾患に効果的に治療が行えるよう、子どもの心の診療拠点病院整備事業を実施した。 2 業務運営の改善及び効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各部門における責任体制を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。 3 財務内容の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率(経常収益/経常費用)が116.9%から125.1%へ、医療収支比率(医療収益/医療費用)が93.1%から108.0%へ、人件費比率(総人件費/医療収益)が72.8%から62.1%に改善した。 4 その他業務運営に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・良質で安全な医療の提供のため、業務に必要な専門職の配置に努めた。 ・職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度を行うため、人事評価制度を本格実施した。 	2,631,258
合 計		2,631,258

平成20年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター一貸借対照表及び損益計算書

平成21年3月31日現在 (単位：円)

1 貸借対照表

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		見方返償還債務	56,874,585
土地建物	1,403,825,688	地方債	6,520,986,834
構築物	5,682,991,755	当り債	4,490,924,506
器具	132,956,136	ス債	22,157,116
備蓄	161,372,496	固定負債合計	7,090,943,041
運搬具	2,537,365		
仮倒壊等損失	13,125,000		
有形固定資産合計	7,396,808,440	4 流動負債	
		運営費負担金	301,178
(2) 無形固定資産		一年以内返済予定移行前地方債償還債務	187,484,661
ソフトウェア	16,480,276	未払費用	332,221,916
リース資産	45,000	未払消費税	14,747,616
無形固定資産合計	16,525,276	短期払戻金	11,206,123
		未払引当金	559,800
(3) 投資その他資産		預引金	16,690,944
長期前払費用	2,699,787	流動負債合計	77,161,088
長期前払性預敷金	500,000,000	流動負債合計	640,373,326
長期前払性預敷金	31,500		
投資その他資産合計	502,731,287	資本の部	
固定資産合計	7,916,065,003	5 資本金	
		設立団体の出資金	1,202,336,883
2 流動資産		資本合計	1,202,336,883
現金	1,600,971,964		
預収	412,722,682	6 資本剰余金	
未収金	8,264,994	資本剰余金	13,398,358
未収金	14,860,070	資本剰余金合計	13,398,358
未収金	3,483,894		
未収金	175,510	7 利益剰余金	
未収金	2,338,774	目的剰余金	358,655,509
未収金	1,894,795	当り剰余金	655,070,569
未収金	2,044,712,683	利益剰余金合計	1,013,726,078
流動資産合計	9,960,777,686	資本合計	2,229,461,319
		合計	9,960,777,686

2 損益計算書

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科	目	金額	金額
営業費用		2,517,473,255	3,198,289,323
医業費用			2,556,900,643
給材	費	1,510,846,533	589,169,946
減価	費	121,073,385	3,600,613
研究	費	201,062,163	670,477
研修	費	523,927,633	8,434,950
一般管理費	費	11,447,716	39,512,694
給減経	費	77,706,980	
与償却	費	17,473,249	88,039,184
与償却	費	53,935,596	70,747,000
営業外費用			2,500,000
財務費用			10,037,917
支払	利息	109,309,465	4,754,267
支雑	出	106,449,228	
		2,860,237	
臨時損失		4,475,218	
当期総利益		655,070,569	
合計	合計	3,286,328,507	3,286,328,507

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>(1) 地域生活支援体制の充実 地域生活支援室を中心に、患者の日常生活や治療上の支援を行う訪問看護を充実する。また、関係機関との連携を図り、在宅医療環境の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院としての役割分担 県内の当番病院及び輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により、岡山県精神科救急医療システムの中核的役割を担う。</p> <p>(3) 子ども心の診療拠点病院整備事業 県から受託している子ども心の診療拠点病院整備事業において、保健・医療・福祉・教育・司法等の各関係機関と連携して、子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</p> <p>2 業務運営の改善及び効率化</p> <p>(1) 弾力的な予算執行や業務委託の推進により、効果的・効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 引き続き未収金の解消に努める。</p> <p>3 財務内容の改善 業務運営の改善及び効率化により、財務内容の改善を図る。</p> <p>4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 平成20年度から実施している入院棟改修工事を引き続き円滑に実施する。</p> <p>(2) 平成20年度から本格実施している人事評価システムについて、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。</p>	2,825,965
合計		2,825,965

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支予算書

(単位：千円)

支 出 部	出 部			入 部		
	科 目	予 算		科 目	予 算	
		21年度	20年度		21年度	20年度
						増 △ 減
営業費用		2,389,393	△ 21,303	営業収益	2,794,925	96,733
医療費用		2,247,966	△ 31,986	医療収益	2,293,573	141,745
給与料	費	1,480,028	△ 91,533	入院収益	1,954,848	122,886
材料	費	156,840	△ 1,628	外来収益	311,606	14,215
経理	費	589,732	61,102	その他	27,119	4,644
研究	費	21,366	73	運営費	456,793	△ 45,080
研修	費	120,124	10,683	負担金	44,559	68
一般管理	費	84,187	8,693	営業収益	2,594	△ 2,435
与	費	35,937	1,990	補助金	41,965	2,503
経費	費	107,379	1,248	託収	71,389	△ 4,881
営業外費用		347,496	218,266	営業外収益	62,687	△ 8,060
支出		154,135	154,135	運営費	8,702	3,179
改築	事	5,876	△ 73	その他	5,802	279
増資	費	187,485	64,204	財務	2,900	2,900
償還	金	3,000	△ 500	営業外	282,062	196,902
その他の支出				雑収	127,927	42,767
				本収入	154,135	154,135
				補等	154,135	154,135
合計		2,825,965	197,711	合計	3,148,376	288,754
		2,628,254			2,859,622	

経営状況等の概況

団体の基本情報 (H21.4.1現在)	
名称	地方独立行政法人 岡山県精神医療センター 事務所の所在地 岡山市北区鹿田本町3番16号
代表者	理事長 中島 豊爾 設立年月日 平成19年4月1日
基本財産	1,202,337千円 うち県出資金 100%
役員	9人 うち職員 3月 決算時期
設立目的	精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行う。
主な事業	岡山県精神科医療センターの設置運営 ① 精神科及び神経科に関する医療を提供すること ② 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと ③ 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと

経営実績と財産の状況 (単位：千円)						
	H16	H17	H18	H19	H20	H21(予算)
当期収入	/					
うち県支出金 B						
県支出金の割合 (B/A)	630,997	700,100	674,692	21.3%	21.4%	
当期支出	/					
当期収支差額 (A-C)						
総資産 D	358,656	655,071	322,411			
現金預金	/					
主なもの						
土地・建物・構築物	1,490,616	1,600,972				
総負債 E	7,377,372	7,219,774				
うち運営費負担金債務等	7,930,967	7,731,316				
正味財産 F=D-E	2,940	5,100				
うち出資財産 G	1,574,391	2,229,462				
内部留保等 (F-G)	1,215,735	1,215,735				
内部留保等 (F-G)	358,656	1,013,727				
経営実績と財産の状況についての評価	岡山県精神科医療センターが、法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は順調と評価できる。					

役員職員の状況													
	H16	H17	H18	H19	H20	H21							
役員	総数	/											
	常勤							9	9	9	9	9	
	うち県派遣職員							2	2	2	2	2	
職員	総数	/											
	常勤							0	0	0	0	0	
	うち県派遣職員							7	7	7	7	7	
職員	総数	/											
	常勤							0	0	0	0	0	
	うち県派遣職員							190	230	242	162	190	197
職員	常勤	/											
	うち県派遣職員							23	16	14	28	40	45
	非常勤												

岡山県からの支出の状況 (単位：千円)						
	H16	H17	H18	H19	H20	H21(予算)
県支出金(再掲)	/					
委託料						
内 訳	/					
運営費負担金						
その他	/					
長期貸付金(年度末残高)						
損失補償限度額	/					
損失補償契約に係る償還残高						
債務保証限度額	/					
債務保証契約に係る償還残高						

平成20年度介護保険の決算状況について

介護保険の財政運営は3年を1期として運営されているが、第3期計画期間の最終年度である20年度の県内27保険者（21年3月31日時点）の介護保険事業特別会計の決算規模は次のとおりである。

歳入総額 1,368億83百万円

歳出総額 1,329億96百万円

1 歳入状況

歳入総額1,368億83百万円の内訳は、次の表のとおりである。

- ・第1号被保険者保険料は、245億63百万円（対前年比102.2%）となっている。
- ・公費による定率負担である、国庫支出金（給付費負担金、調整交付金）、県支出金（給付費負担金）、市町村一般会計繰入金（給付費繰入金）の合計は620億42百万円（対前年比103.0%）となっている。

（単位：百万円）

歳入科目	20年度			19年度	18年度	15年度	12年度
	決算額	構成比	対前年比	決算額	決算額	決算額	決算額
保険料	24,563	17.9%	102.2%	24,039	23,021	17,946	13,779
支払基金交付金	38,102	27.8%	105.8%	36,030	33,766	31,866	23,298
うち給付費交付金	37,542	27.4%	105.0%	35,739	33,555	31,866	23,298
うち地域支援事業交付金	560	0.4%	192.4%	291	211		
国庫支出金	31,473	23.0%	106.2%	29,624	29,615	27,417	18,806
うち給付費負担金	21,661	15.8%	99.1%	21,855	21,820	20,608	14,432
うち調整交付金	7,371	5.4%	107.9%	6,833	6,942	6,032	3,911
うち地域支援事業交付金	1,194	0.9%	132.8%	899	828		
うちその他補助金	1,246	0.9%	3367.6%	37	25	777	463
県支出金	18,472	13.5%	104.9%	17,604	17,197	12,610	8,736
うち給付費負担金	17,900	13.1%	104.4%	17,150	16,783	12,609	8,727
うち安定化基金交付金	2	0.0%	-	0	0	0	0
うち地域支援事業交付金	566	0.4%	126.1%	449	410		
うちその他補助金	5	0.0%	100.0%	5	4	1	9
一般会計繰入金	19,028	13.9%	106.0%	17,949	17,454	14,374	11,553
うち給付費繰入金	15,110	11.0%	104.8%	14,414	13,715	11,877	8,454
うち職員給与繰入金	1,261	0.9%	97.6%	1,292	1,302	1,263	1,389
うちその他事務費繰入金	1,985	1.5%	123.6%	1,606	1,790	1,234	1,710
うち地域支援事業関係繰入金	672	0.5%	105.5%	637	647		
準備基金繰入金	121	0.1%	136.0%	89	214	274	3
繰越金	4,967	3.6%	75.4%	6,587	2,802	1,281	0
市町村債（安定化基金借入金）	0	0.0%	0.0%	0	0	8	66
その他	157	0.1%	27.6%	569	55	839	648
歳入合計 A	136,883	100.0%	103.3%	132,491	124,124	106,615	76,889

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

2 歳出状況

歳出総額 1, 329 億 96 百万円の内訳は、次の表のとおりである。

- ・ 保険給付費（標準給付費）は、1, 202 億 54 百万円（対前年比104.5%）となっている。
- ・ 18年度に創設された地域支援事業は、29 億 5 百万円（対前年比128.3%）となっている。

（単位：百万円）

歳出科目	20年度			19年度 決算額	18年度 決算額	15年度 決算額	12年度 決算額
	決算額	構成比	対前年比				
一般管理費	3,299	2.5%	111.9%	2,949	3,069	3,433	3,541
うち職員給与費	1,257	0.9%	98.7%	1,273	1,278	1,365	1,466
うちその他事務費	2,042	1.5%	121.8%	1,676	1,791	2,068	2,075
保険給付費	120,254	90.4%	104.5%	115,100	109,187	98,830	67,823
うち標準給付費	120,254	90.4%	104.5%	115,100	109,187	98,830	67,821
うち市町村特別給付	0	0.0%	—	0	0	0	2
安定化基金拠出金	130	0.1%	100.0%	130	130	110	430
準備基金積立金	2,746	2.1%	84.5%	3,249	1,290	1,234	1,917
地域支援事業費	2,905	2.2%	128.3%	2,265	2,024		
その他	3,661	2.8%	95.6%	3,831	1,837	834	152
歳出合計 B	132,996	100.0%	104.3%	127,524	117,537	104,441	73,863

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

3 収支決算

- ・ 歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額の県計は、38 億 88 百万円黒字となっている。
- ・ 精算後実質収支は、実質収支から国庫負担金等の翌年度精算予定額を控除した額であり、26 億 3 百万円の黒字となっている。
- ・ 実質単年度収支は、単年度収支に準備基金積立金及び安定化基金借入金繰上償還金を加え、準備基金繰入金・安定化基金借入金を控除した額で、県計は23 億 76 百万円の黒字となっているが、保険者ごとでは5 保険者が赤字となっている。
- ・ 第3期計画期間の通算では、3 保険者が赤字となっている。

（単位：百万円）

区 分	20年度	19年度	18年度	15年度	12年度
歳入歳出差引額 C=A-B	3,888	4,967	6,587	2,174	3,026
翌年度に繰越すべき財源 D	0	0	32	0	99
実質収支 E=C-D	3,888	4,967	6,555	2,174	2,927
翌年度精算予定額 F	1,285	2,116	3,279	685	2,101
精算後実質収支 G=E-F	2,603	2,851	3,276	1,490	826
単年度収支 H=当該年度G-前年度G	△ 248	△ 424	2,103	△ 246	826
準備基金積立金 I	2,746	3,249	1,290	1,234	1,917
安定化基金借入金繰上償還金 J	0	14	0	303	0
準備基金繰入金・安定化基金借入金 K	121	89	214	282	69
実質単年度収支 H+I+J-K	2,376	2,750	3,179	1,009	2,674

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

○介護保険の施行状況について

1 第1号被保険者数 (介護保険事業状況報告)

(単位:人)

区 分	65歳以上75歳未満		75歳以上		総 数 (A)	増加率
12年4月末	220,992	100.0%	167,352	100.0%	388,344	100.0%
13年3月末	224,417	101.5%	174,893	104.5%	399,310	102.8%
14年3月末	225,836	102.2%	183,519	109.7%	409,355	105.4%
15年3月末	228,403	103.4%	190,926	114.1%	419,329	108.0%
16年3月末	224,710	101.7%	200,053	119.5%	424,763	109.4%
17年3月末	222,950	100.9%	207,888	124.2%	430,838	110.9%
18年3月末	223,515	101.1%	216,446	129.3%	439,961	113.3%
19年3月末	227,323	102.9%	224,910	134.4%	452,233	116.5%
20年3月末	228,541	103.4%	233,644	139.6%	462,185	119.0%
21年3月末	231,816	104.9%	240,562	143.7%	472,378	121.6%

全国平均

129.5%

(H20.12末)

2 要介護(要支援)認定者数 (介護保険事業状況報告)

(単位:人)

区 分	1号被保険者 (B)		2号被保険者		総 数 (C)	増加率
12年4月末	46,204	100.0%	1,222	100.0%	47,426	100.0%
13年3月末	53,200	115.1%	1,472	120.5%	54,672	115.3%
14年3月末	60,760	131.5%	1,760	144.0%	62,520	131.8%
15年3月末	69,094	149.5%	2,029	166.0%	71,123	150.0%
16年3月末	75,062	162.5%	2,244	183.6%	77,306	163.0%
17年3月末	78,662	170.2%	2,358	193.0%	81,020	170.8%
18年3月末	82,395	178.3%	2,408	197.1%	84,803	178.8%
19年3月末	83,424	180.6%	2,455	200.9%	85,879	181.1%
20年3月末	85,553	185.2%	2,432	199.0%	87,985	185.5%
21年3月末	88,095	190.7%	2,402	196.6%	90,497	190.8%
	出現率 (B) / (A)					18.6%

全国平均

212.9%

16.0%

(H20.12末)

3 サービス受給者数 (介護保険事業状況報告)

(単位:人)

区 分	居宅サービス		施設サービス		地域密着型サービス		総 数 (D)	増加率
12年4月末	22,143	100.0%	11,605	100.0%			33,748	100.0%
13年3月末	29,487	133.2%	13,533	116.6%			43,020	127.5%
14年3月末	34,752	156.9%	13,882	119.6%			48,634	144.1%
15年3月末	40,646	183.6%	14,383	123.9%			55,029	163.1%
16年3月末	45,642	206.1%	14,534	125.2%			60,176	178.3%
17年3月末	48,605	219.5%	14,779	127.4%			63,384	187.8%
18年3月末	51,283	231.6%	14,898	128.4%			66,181	196.1%
19年3月末	48,736	220.1%	15,051	121.9%	4,235	100.0%	68,022	201.6%
20年3月末	50,194	226.7%	14,993	129.2%	5,164	121.9%	70,351	208.5%
21年3月末	52,338	236.4%	14,939	128.7%	5,842	137.9%	73,119	216.7%
	受給率 (D) / (C)							80.8%

全国平均

256.5%

82.3%

(H20.12末)

4 居宅・施設・地域密着型別介護給付費支給状況

(単位:百万円)

区 分	居宅介護サービス費		施設介護サービス費		地域密着型サービス費		合 計	
	支給額	対計画比	支給額	対計画比	支給額	対計画比	支給額	対計画比
12年度計	23,065	78.7%	44,756	94.0%			67,821	88.2%
13年度計	32,518	91.1%	51,280	97.5%			83,798	94.9%
14年度計	40,277	100.7%	52,946	99.4%			93,223	100.0%
第1期計	95,859	91.3%	148,982	97.0%			244,841	94.7%
15年度計	47,182	99.8%	51,648	92.5%			98,830	95.8%
16年度計	53,167	101.9%	52,398	90.3%			105,565	95.8%
17年度計	58,846	104.1%	49,822	83.3%			108,668	93.4%
第2期計	159,195	102.1%	153,868	88.6%			313,063	95.0%
18年度計	54,825	90.2%	44,234	94.5%	10,128	72.1%	109,187	89.8%
19年度計	58,165	92.4%	44,777	94.0%	12,158	71.7%	115,100	90.2%
20年度計	61,515	91.4%	44,779	93.3%	13,959	71.8%	120,253	89.3%
第3期計	174,505	91.4%	133,790	93.9%	36,245	71.9%	344,540	89.8%

※特定入所者介護サービス費、償還払い等は居宅介護サービス費に含む。
四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

5 財政安定化基金の貸付・交付状況

(単位:千円)

区分	貸付保険者数	貸付金額	交付保険者数	交付金額
12年度	6	65,500		
13年度	18	350,400		
14年度	28	455,700	5	4,902
15年度	2	8,100		
16年度	0	0		
17年度	2	20,700	1	9,950
18年度	0	0		
19年度	0	0		
20年度	0	0	1	1,834
計	16	900,400	6	16,686

※計の保険者数は、合併後の数

6 第1号保険料の収納状況について

(単位:百万円)

区 分	調定額 (A)	収納額 (B)	還付未 済額(C)	歳入保険料 (B+C)	収納率 (B/A)	19年度 収納率	18年度 収納率	15年度 収納率	12年度 収納率
特別徴収 下段:構成比	22,354 87.9%	22,354 91.1%	27	22,381	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
普通徴収 下段:構成比	3,065 12.1%	2,180 8.9%	2	2,182	71.1%	72.3%	78.9%	85.1%	92.9%
合 計 下段:構成比	25,419 100.0%	24,534 100.0%	29	24,563	96.5%	96.6%	96.7%	97.5%	98.9%

岡山県食育推進計画の見直しについて

1 趣 旨

「岡山県食育推進計画」(平成19年3月策定)は、県の健康増進計画である「健康おかやま21」(平成13年3月)と整合を図り、平成22年度を計画終期としていた。その後、国の医療制度改革に伴って「健康おかやま21」は見直され、計画終期は、平成24年度に延長された。

このため、「岡山県食育推進計画」の計画終期を延長するとともに、目標数値等について必要な見直しを行うこととする。

2 見直し内容案

(1) 計画期間の変更

計画の期間の終期を平成22年度から2年延長し、平成24年度までとする。

(2) 見直しを行う目標数値

区 分	計画策定時の 現況 (平成17年度)	現況 (平成20年度)	策定時 最終目標値 (平成22年度)	改訂後 最終目標値 (平成24年度)
・朝食を毎日食べる人の割合の増加(学童、生徒)	81%	84%	86%	88%
・学校給食における地場産物を使用する割合の増加	25%	44.7%	40%	47%
・栄養成分表示に協力する施設の増加	543施設	913施設	600施設	1,060施設

3 今後の予定

平成21年8月31日(月)

平成22年2月

食の安全・食育推進協議会

食の安全・食育推進本部会議

岡山県食の安全・安心推進計画の見直しについて

1 見直しの目的

「岡山県食の安全・安心推進計画」は、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づき、平成20年3月に平成22年度までの3ヶ年計画として策定した。

「岡山県食育推進計画」が平成24年度まで延長されるとの方針が示されたことから、食育推進計画と連携して策定している本計画について、基本方針を引き続き堅持しつつ、期間の延長に伴う事業及び目標設定等の見直しを行う。

2 施策の見直し（案）

(1) 新規

基本方針1	生産、加工、製造における食の安全確保
○新-1	農産物でのGAP（農業生産工程管理）手法推進 産地の実態に応じたGAP手法の導入を推進する。
基本方針2	流通、販売、消費における食の安全確保
○新-2	県内流通輸入食品検査 県内流通輸入食品について、収去検査及びモニタリング検査を実施する。
基本方針3	リスクコミュニケーションの推進
○新-3	食料自給率向上県民運動の推進 食料自給率の向上に向け、生産・消費両面にわたる取組を進める。
基本方針4	協働の推進
○新-4	リスクコミュニケーターの育成 リスクコミュニケーターの育成研修等を開催する。

(2) 変更

基本方針1	生産、加工、製造における食の安全確保
○施策1	農産物等のトレーサビリティシステムの充実（施策の統合）
基本方針2	流通、販売、消費における食の安全確保
○施策36	県内流通農畜産物の残留農薬検査（検体数の増加）
○施策43	生食用カキの検査（検査体制の変更）
基本方針3	リスクコミュニケーションの推進
○施策49	食環境整備事業「栄養成分表示の店」登録事業（既存事業への統合）
○施策62	科学的な体験等による食の安全・安心研修会の開催 (事業終了に伴う施策名の変更)
基本方針4	協働の推進
	変更なし

(3) 廃止

- 基本方針3 リスクコミュニケーションの推進
- 施策56 つくり手買い手のいいものづくり推進事業
- 基本方針4 協働の推進
- 施策65 地域食育推進リーダー研修会

3 取組指標の見直し（案）

新規 残留農薬検査項目数（H24 260項目）等 5指標

変更 食の安全サポーター登録数（H22 70団体以上 → H24 80団体以上）等 9指標

廃止 ノロウイルス監視達成率 等 4指標

第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」への 岡山県選手団派遣について

平成21年10月10日（土）から10月12日（月）まで、新潟県で開催される第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」に、本県から次のとおり選手団を派遣します。

なお、岡山市が政令市となったため、今年から岡山市においても、選手団を別途派遣します。

記

- 1 選手団派遣日程 10月 8日（木） 結団壮行式
9日（金） 公式練習
10日（土） 開会式、競技1日目
11日（日） 競技2日目
12日（月） 競技3日目、閉会式
13日（火） 解団式
- 2 競技会場 東北電力ビッグスワンスタジアム 外7会場
(新潟市、長岡市)
- 3 岡山県選手団 94名
 団長 ^{とくだ}徳田 ^{きみひろ}公裕 (岡山県障害者スポーツ協会理事)
 旗手 ^{かねまる}兼丸 ^{さとし}聡 (陸上競技、聴覚障害)
 〔内訳〕 選手 60名
 役員(団長、監督、コーチ、顧問) 34名

4 出場競技 (単位：人)

競技区分	競技名	身体	知的	計
個人競技	陸上競技	6	6	12
	水泳	2	1	3
	卓球	1	1	2
	フライングディスク	2	3	5
	ボウリング		3	3
小計	5競技	11	14	25
団体競技	車椅子バスケットボール	10		10
	ソフトボール		15	15
	バレーボール(聴覚女子)	10		10
小計	3競技	20	15	35
合計	8競技	31	29	60

*団体競技は岡山県・岡山市合同チームで県選手団として出場

岡山県食育推進計画

みんなで食育を考えよう 

食育とは...

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を送ることができる人づくりです。

食育の推進は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことが目的です。

知育・徳育・体育の基礎として食育を位置付け、県民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践していくことが大切です。

食育



地域・ボランティア



家庭



学校



食品関連事業者



農林漁業者

岡山県
の特徴

- 恵まれた農林水産物や地産地消の推進
- 地域食材を生かした魅力ある食生活、食文化の継承
- 先駆的ボランティアの活動

家庭、学校、地域、ボランティア等と協働ですすすめます。

岡山県食育推進計画の体系

策定の趣旨

計画策定の趣旨

- ◎社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、栄養摂取の偏りや欠食など食をめぐる問題が生じるなか、生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむ食育の重要性が注目され、平成17年7月食育基本法が施行されました。
- ◎本県では、食の安全と食育を総合的、計画的に推進するため、「食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」を制定しました。
- ◎この条例に基づき、家庭、学校、地域、ボランティア等の協働により食育を推進していきます。

位置づけ

- ◎食育基本法、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例に基づく岡山県食育推進計画です。
- ◎計画の期間は、平成19年度から平成22年度です。

目指すべき方向

目指すべき方向と重要な視点

【目指すべき方向】
「食べることをもっと考えよう」 ～食の意義や重要性を実感しよう～

- 【食育推進のための重要な視点】【4本の柱】
- ①「家庭」における食育の推進
家族で食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供
 - ②子どものときからの食育の推進
子どものときから様々な場で食について体験し、考える機会を提供
 - ③魅力あふれる食文化の継承
学校給食等での地産地消の推進や、岡山県の食文化の継承
 - ④協働で食をはぐくむ環境整備
家庭、保育所、学校、地域やボランティア、企業等との協働

「いただきます」「ごちそうさま」もったいないという感謝の気持ちをはぐくむ

食育推進の施策の方向

- 家庭での食事の大切さを実感し、正しい食習慣を身につける
- 食を楽しみ、選択する力をつける
- 体験を通じた食育の推進
- 食育を進める人材の育成、活用
- 地域特性を生かした取組
- 積極的な情報提供、意見交換
- 積極的な情報提供、意見交換

ボランティアの活用
食文化継承の担い手育成

毎年6月19日食育の日
毎月19日は食育の日
ホームページ、メールマガジンの活用

分野別施策

- ・**食育推進体制の整備**
家庭、地域、保育所、学校、ボランティア等との協働で食育を進めます。
- ・**家庭における食育の推進**
健全な食習慣を確立するため、家庭の役割や食育の重要性について理解を深めていきます。
- ・**地域における食育の推進**
地域ぐるみで子どもの生活リズムの向上を図ります。地域の伝統料理、食文化を継承します。
- ・**保育所等による食育の推進**
家庭や地域への食育の発信拠点としての役割を担っていきます。
- ・**学校における食育の推進**
学校給食の地産地産物利用率の向上、体験学習の推進を行います。栄養教諭をはじめ食育担当者の指導体制の確立を図ります。
- ・**農林水産業者等における食育の推進**
地産地消の推進、各種体験学習への支援を行います。
- ・**食品関連事業者等における食育の推進**
リスクコミュニケーションの推進を図ります。
- ・**消費者における食育の推進**
食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進、食の安全に関する情報提供を行います。
- ・**ライフステージごとの特性、課題**
乳幼児期、学童期から思春期、青壮年期、中高年期、高齢期別の特性に応じた取組を進めます。

食材の本来の味を知る

食べ物に関する体験をふやす

地産地消の推進
食文化の継承

県計画の指標

- 朝食を毎日食べる人の割合の増加
20歳代男性 43.6%→85%
30歳代男性 47.7%→85%以上
学童・生徒 81%→86%
- 学校給食における地場産物を使用する割合の増加
25%→40%
- 適正体重を維持している人の割合の増加
20～60歳代男性の肥満 25.4%→15%以下
40～60歳代女性の肥満 29.2%→20%以下
20歳代女性のやせ 33.3%→15%以下
- 食塩摂取量の減少
10.2グラム→10グラム未満
- 野菜の摂取量の増加
277グラム→350グラム以上
- 栄養成分表示に協力する施設の増加
543施設→600施設以上
- 量、質とともに、きちんとした食事をする人の増加
56.3%→70%以上
- 食品を選んだり、食事を整えるのに困らない知識や技術のある人の増加
48.8%→60%以上
- 自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加
成人男性44.9%→80%以上
成人女性68.2%→80%以上



食育の推進

県民の皆さんが家庭、学校、地域などのあらゆる場所で、食についてもっと考える機会を作り、自らの食生活に関心を持つとともに、食を楽しみ、食に対する理解を深めることを目指します。

家庭における食育の推進

親子で楽しむ料理教室などを開くことで、家族一緒に食事をする大切さを広めていきます。



こんにゃくづくり



子どもの食育の推進

地産地消給食の推進や農業体験学習など子どもの食育を推進します。



農業体験

食文化の継承

ばらすし、ママカリ料理などの地域の伝統ある優れた食文化や料理などを継承するための活動を支援します。



問い合わせ先

岡山県保健福祉部健康対策課

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6
TEL. 086-226-7328 FAX. 086-225-7283
健康対策課ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/kentai/kentai.htm>



〈岡山県マスコット ももっち〉

概要版

岡山県食の安全・安心推進計画

平成20年度～平成22年度



岡山県

1 計画の趣旨

岡山県では、食の安全・安心に対する意識を高め、安全な食品への取組を強化するため、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(以下「条例」という。)」を制定し、平成18年12月26日に施行しました。

本県における食の安全・安心の確保に関する施策をより一層総合的かつ計画的に推進し、県民の皆様の健康で豊かな生活の実現に寄与するため、条例に基づき「岡山県食の安全・安心推進計画」を策定しました。

2 達成すべき目標

県民の食に対する信頼の確保

食品の安全性に第一義的な責任を有している食品関連事業者の自主的な取組を促進するとともに、県民をはじめ食品関連事業者との情報や意見の交換など行うことにより、県民の不安を解消し、食に対する信頼を高める施策の充実を図ります。



安全・安心な食生活の実現

生産から消費に至る一連の各段階で科学的知見に基づいた施策を進めるとともに、科学的かつ総合的な施策を進める上での基礎となる調査研究や人材育成など、食品の安全性を確保するための体制基盤の充実を図ります。



3 計画の体系 (概要)

3 計画の体系 (概要)

4つの基本方針に基づき各施策を実行し、目標の達成を図ります。

達成すべき目標

県民の食に対する信頼の確保

安全・安心な食生活の実現

基本方針

I.生産、加工、製造における食の安全確保

II.流通、販売、消費における食の安全確保

III.リスクコミュニケーションの推進

IV.協働の推進

4

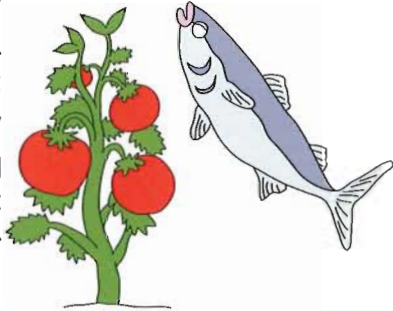
施策の内容（抜粋）

I 生産、加工、製造における食の安全確保



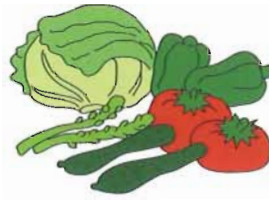
トレーサビリティシステムの推進やBSE対策の徹底、高病原性鳥インフルエンザ対策の実施等、生産段階での安全確保を図ります。

農産物や水産物の生産現場における監視指導や有害物質の検査等を継続して行います。



II 流通、販売、消費における食の安全確保

残留農薬検査数を拡大し、幅広く食の安全の確保を図ります。



流通している食品の表示について適正化の推進を図ります。

III リスクコミュニケーションの推進



食品工場への視察や、生産者、製造者等と一般消費者、行政間で意見を交換し情報を交わすことで食の安全・安心への理解を深めます。

IV 協働の推進



食の安全・食育推進協議会と協働し、食品衛生や食育等に関する知識を問うご当地検定「検定ー晴れの国おかやまの食ー」を実施し、リスクコミュニケーションを養成します。



5

主な取組指標

- ・残留農薬検査検体数 平成18年度 346件 → 平成22年度 395件
- ・加工、製造・調理施設等に対する目標監視件数達成率 毎年度 100%以上
- ・栄養成分表示の店 登録店舗数 平成18年度 659件 → 平成22年度 目標 900件
- ・「検定ー晴れの国おかやまの食ー」実施回数…平成22年度までに3回以上(延べ)
- ・視察研修型意見交換会開催回数 平成18年度 5回 → 平成22年度 9回
- ・リスクコミュニケーション委嘱人数…平成22年度までに225人以上(延べ)

県民の健康で豊かな生活の実現

達成すべき目標

県民の食に対する
信頼の確保

安全・安心な
食生活の実現



各個別の数値目標の達成



基本方針

生産、加工・製造における
食の安全確保

- 農林水産物・畜産物の生産における食の安全確保
- …等

流通、販売、消費における
食の安全確保

- 県内流通食品の安全確保の推進
- 自主回収の報告、健康危害情報
- …等

リスクコミュニケーションの
推進

- 県民・食品等事業者・行政間における情報・意見交換の推進
- …等

協働の推進

- 食の安全・食育推進協議会の運営
- …等

課題

- 食に関する生産から消費までの一貫した安全確保
- 事業者による自主的な衛生管理の向上と積極的な情報発信
- 食に関する生産から消費までの一貫した安全確保
- 事業者による自主的な衛生管理の向上と積極的な情報発信
- 食に関する正しい理解を得るための情報提供・相互理解
(リスクコミュニケーション)
- 県民の食に関する知識の向上

現状

- 食に関する不安の増大 (偽装表示、遺伝子組み換え食品…等)
- 食に関する健康危害の発生 (ノロウイルスによる健康危害…等)
- 食育との連携 (食品関連事業者等における食育の推進…等)
- 食品流通の複雑化、広域化 (輸入食品、加工食品…等)

●問い合わせ先

岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6

TEL. 086-226-7338 FAX. 086-231-1434

生活衛生課ホームページ

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37

食の安全・安心推進計画（施策新旧対照表）（案）

現行

見直し後

Table with 4 columns: 基本方針1 生産・加工・製造における食の安全確保, 1 農産物のトレーサビリティシステム, 2 食肉の安全・安心対策, 3 生産段階のBSE対策の推進, 4 BSEスクリーニング検査, 5 高病原性鳥インフルエンザ発生防止対策, 6 加工・製造・調理施設等に対する監視指導, 7 HACCPシステムの導入支援, 8 社会福祉施設等給食施設一斉点検, 9 大量調理施設一斉点検, 10 水産食品の衛生確保のための指導, 11 学校給食衛生管理講習会, 12 給食施設管理者・従事者研修会の開催, 13 食品媒介感染症患者等の発生情報の提供, 14 食中毒発生防止の啓発活動, 15 食品衛生月間, 16 食中毒注意報の発令, 17 食中毒発生時の調査, 18 農業の安全・適正使用指導, 19 養殖魚の水産用医薬品の残留検査, 20 貝類汚染監視調査, 21 有機無農薬農業の推進, 22 添加物使用の法遵守指導, 23 営業者・従事者向け普及啓発講習会, 24 食品衛生責任者講習会, 25 岡山県学校給食研究協議大会

Table with 4 columns: 基本方針1 生産・加工・製造における食の安全確保, 1 農産物のトレーサビリティシステムの充実, 3 生産段階のBSE対策の推進, 4 BSEスクリーニング検査, 5 高病原性鳥インフルエンザ発生防止対策, 6 加工・製造・調理施設等に対する監視指導, 7 HACCPシステムの導入支援, 8 社会福祉施設等給食施設一斉点検, 9 大量調理施設一斉点検, 10 水産食品の衛生確保のための指導, 11 学校給食衛生管理講習会, 12 給食施設管理者・従事者研修会の開催, 13 食品媒介感染症患者等の発生情報の提供, 14 食中毒発生防止の啓発活動, 15 食品衛生月間, 16 食中毒注意報の発令, 17 食中毒発生時の調査, 18 農業の安全・適正使用指導, 19 養殖魚の水産用医薬品の残留検査, 20 貝類汚染監視調査, 21 有機無農薬農業の推進, 22 添加物使用の法遵守指導, 23 営業者・従事者向け普及啓発講習会, 24 食品衛生責任者講習会, 25 岡山県学校給食研究協議大会

Table with 4 columns: 基本方針2 流通・販売・消費における食の安全確保, 26 県内流通食品の監視の強化, 27 健康食品等の監視の強化, 28 食品衛生監視指導計画の策定, 29 条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知, 30 条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表, 31 食品の表示合同点検, 32 JAS法等による適正表示の推進, 33 食品表示ウォッチャーの設置, 34 食品表示に関する研修会等の開催, 35 収去検査, 36 県内流通農産物の残留農薬検査, 37 有害物質のモニタリング調査

Table with 4 columns: 基本方針2 流通・販売・消費における食の安全確保, 26 県内流通食品の監視の強化, 27 健康食品等の監視の強化, 28 食品衛生監視指導計画の策定, 29 条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知, 30 条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表, 31 食品の表示合同点検, 32 JAS法等による適正表示の推進, 33 食品表示ウォッチャーの設置, 34 食品表示に関する研修会等の開催, 35 収去検査, 36 県内流通農産物の残留農薬検査, 37 有害物質のモニタリング調査

Table with 4 columns: 基本方針3 リスクコミュニケーションの推進, 49 食環境整備事業「栄養成分表示の店」登録事業, 50 食の安全サポーター拡大事業, 51 ホームページ「食の安全・安心おやかやま」の充実, 52 ホームページ「食べ物安全探検ねっと」の充実, 53 ホームページ「健康おやかやま21」の充実, 54 各種普及啓発媒体(冊子等)の作成, 55 パブリックコメントの実施, 56 つくり手買い手のいいものづくり推進事業, 57 栄養食品普及指導事業の実施, 58 食の安全相談窓口の設置及び充実, 59 食品表示110番, 60 地産地消県民運動の推進, 61 地場産物を活用した学校給食の推進, 62 「体験！科学で知る 食の安心」事業

Table with 4 columns: 基本方針3 リスクコミュニケーションの推進, 49 食環境整備事業「栄養成分表示の店」登録事業, 50 食の安全サポーター拡大事業, 51 ホームページ「食の安全・安心おやかやま」の充実, 52 ホームページ「食べ物安全探検ねっと」の充実, 53 ホームページ「健康おやかやま21」の充実, 54 各種普及啓発媒体(冊子等)の作成, 55 パブリックコメントの実施, 56 つくり手買い手のいいものづくり推進事業, 57 栄養食品普及指導事業の実施, 58 食の安全相談窓口の設置及び充実, 59 食品表示110番, 60 地産地消県民運動の推進, 61 地場産物を活用した学校給食の推進, 62 「体験！科学で知る 食の安心」事業

Table with 4 columns: 基本方針4 協働の推進, 63 「食の安全・食育推進協議会」の運営, 64 食に関する検定とリスクコミュニケーションの養成, 65 地域食育推進リーダ一研修会, 66 食品衛生指導員による巡回指導

Table with 4 columns: 基本方針4 協働の推進, 63 「食の安全・食育推進協議会」の運営, 64 食に関する検定とリスクコミュニケーションの養成, 65 地域食育推進リーダ一研修会, 66 食品衛生指導員による巡回指導

Table with 4 columns: 基本方針4 協働の推進, 63 「食の安全・食育推進協議会」の運営, 64 食に関する検定とリスクコミュニケーションの養成, 65 地域食育推進リーダ一研修会, 66 食品衛生指導員による巡回指導

Table with 4 columns: 基本方針4 協働の推進, 63 「食の安全・食育推進協議会」の運営, 64 食に関する検定とリスクコミュニケーションの養成, 65 地域食育推進リーダ一研修会, 66 食品衛生指導員による巡回指導

岡山県食の安全・安心推進計画(取組指標の見直し(案))

変更欄… ☆:新規、↗:上方修正、×廃止

基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

施策番号及び施策名	取組指標	変更	計画策定時 目標値 (平成22年)	最終目標値 (平成24年)	担当課
5 高病原性発生防止対策	死亡羽数の報告要求	↗	全養鶏農場 から 毎月報告要求	全家きん飼養 農場から 毎月報告要求	畜産課
	モニタリング	↗	5戸×12ヶ月 /年 以上	15戸×12ヶ月 /年 以上	畜産課
9 大量調理施設一斉点検	大量調理施設一斉点検期間監視達成率 変更 大量調理施設に対する 監視達成率	↗	90%以上	100%以上	生活衛生課
20 貝類汚染監視調査	ノロウイルス監視達成率	×	100%以上	—	水産課
21 有機無農薬農産物の推進	有機無農薬農産物の生産量	↗	1,600t/年 (平成23年値)	1,600t/年 以上	生産流通課

基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策番号及び施策名	取組指標	変更	計画策定時 目標値 (平成22年)	最終目標値 (平成24年)	担当課
32 JAS法等による適正表示の推進	食品品質表示基準の遵守状況調査 店舗数	↗	256店舗以上	270店舗以上	県民生活課 生産流通課 水産課 林政課
33 食品表示ウォッチャーの設置	ウォッチャーによる点検店舗数	↗	600店舗以上	650店舗以上	県民生活課
36 県内流通農畜産物の 残留農薬検査	農産物残留農薬検査検体数 変更 農畜産物残留農薬検査 検体数	↗	395件以上	400件以上	生活衛生課
	新 残留農薬検査項目数	☆	設定なし	260項目	生活衛生課
43 生食用カキの検査	生食用カキの検査検体数	×	60件以上	(取去検査で 対応)	生活衛生課
新 -2 県内流通輸入食品検査	新 輸入食品検査検体数	☆	設定なし	510件	生活衛生課

基本方針3 リスクコミュニケーションの推進

施策番号及び施策名	取組指標	変更	計画策定時 目標値 (平成22年)	最終目標値 (平成24年)	担当課
49 食環境整備事業 (「栄養成分表示の店」登録事業)	栄養成分表示の店登録店舗数	↗	900施設以上	1,060施設 以上	健康対策課
50 食の安全サポーター拡大事業	食の安全サポーター登録団体数	↗	70団体以上	80団体以上	本部
62 科学的な体験等による食の 安全・安心研修会の開催	視察研修型意見交換会 開催回数	×	9回	—	本部
	体験型 講習会開催回数・参加者	×	72回以上 2,000人	—	本部
	新 意見交換会参加者数	☆	設定なし	1,200人 (累計)	本部
	新 衛生講習会受講者数	☆	設定なし	4,500人 (累計)	本部

基本方針4 協働の推進

施策番号及び施策名	取組指標	変更	計画策定時 目標値 (平成22年)	最終目標値 (平成24年)	担当課
新 -4 リスクコミュニケーターの育成	新 育成研修受講者数	☆	設定なし	160人 (累計)	本部

生活環境保健福祉委員会資料

- 1 平成21年9月定例会主要事項について
 - (1) 平成21年度9月補正予算額 …… P. 1
 - (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… P. 5
 - (3) 岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 …… P. 11
- 2 「地域文化芸術振興プラン推進事業」について …… P. 14
- 3 平成20年度人形峠周辺の環境放射線等測定結果について …… P. 15

平成21年8月26日

生活環境部

平成 21 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(19,051) 19,051	()	()	(19,051) 19,051	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	(20,350) 37,000	()	()	(20,350) 37,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(270) 153,897	() 894,633	() 894,633	(270) 1,048,530	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,943,681) 1,968,840	()	()	(1,943,681) 1,968,840
		運 営 費	(1,058,602) 1,137,510	()	()	(1,058,602) 1,137,510
	E 単県行政施策費	(1,859,352) 2,944,115	(2,917) 476,349	(2,917) 476,349	(1,862,269) 3,420,464	
	一 般 会 計 の 計	(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	(4,904,223) 7,631,395	
	特別会計の計					
合 計		(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	(4,904,223) 7,631,395	
企業会計の計						

()は一般財源

分類	事項名	岡山県消費者行政活性化基金積立金		
C	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 0	(0) 87,147	(0) 87,147	
説明	1) 岡山県消費者行政活性化基金積立金 0 → 87,147 地方消費者行政の一層の充実を図るため、国から交付される地方消費者行政活性化交付金を「岡山県消費者行政活性化基金」に積み増しするもの			
分類	事項名	岡山県環境保全基金積立金		
C	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 0	(0) 807,486	(0) 807,486	
説明	1) 岡山県環境保全基金積立金 0 → 807,486 地球温暖化対策や廃棄物の適正な処理を推進するため、国から交付される地域環境保全対策費等補助金を「岡山県環境保全基金」に積み増しするもの			
C分類計	既定予算額 (270) 153,897	補正予算協議額 (0) 894,633	補正予算額 (0) 894,633	

()は一般財源

分類	事項名	芸術文化活動費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(38,194)	(2,917)	(2,917)	
	49,052	2,917	2,917	
説明	1) 岡山県「内田百閒文学賞」 0 → 2,917 岡山にゆかりのある文学作品を募集し、文芸創作活動を奨励することにより、文化の振興を図るとともに、岡山の良さを全国に発信するもの ・平成21年度 作品募集 ・平成22年度 審査、表彰			
分類	事項名	消費者行政活性化事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0)	(0)	(0)	
	80,695	27,597	27,597	
説明	1) 県消費者行政活性化事業費 42,310 → 43,424 県消費生活相談員の増員に要する経費 2) 市町村消費者行政活性化事業費 36,726 → 63,209 市町村が実施する消費生活相談窓口の機能強化等に必要な経費補助 財源: 1), 2) とも 岡山県消費者行政活性化基金(国の地方消費者行政活性化交付金)			
分類	事項名	地球環境保全推進事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(7,404)	(0)	(0)	
	18,526	87,083	87,083	
説明	1) 市町村地域環境保全対策費等補助金 0 → 87,083 市町村が実施する公共施設への太陽光発電等の設置に必要な経費補助 財源:岡山県環境保全基金(国の地域環境保全対策費等補助金)			

()は一般財源

分類	事項名	産業廃棄物処理施設等建設促進費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 247,497	(0) 38,000	(0) 38,000	
説明	<p>1) 微量ポリ塩化ビフェニル混入機器把握推進費</p> <p style="text-align: right;">0 → 38,000</p> <p>微量のポリ塩化ビフェニルが混入している恐れのあるトランス等の存在状況の把握、分析費用の補助に要する経費 財源: 岡山県環境保全基金(国の地域環境保全対策費等補助金)</p>			
分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 349,366	(0) 320,752	(0) 320,752	
説明	<p>1) 晴れの国おかやま太陽光導入補助事業費</p> <p style="text-align: right;">253,776 → 535,528</p> <p>国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した、住宅用太陽光発電導入促進のための補助に要する経費 ・補助単価 3万5千円/kW (上限14万円)</p> <p>2) 生活交通路線車両購入費補助事業費</p> <p style="text-align: right;">0 → 39,000</p> <p>地域社会における移動手段の確保を図るため、低床型バス車両購入の補助に要する経費</p>			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(1,859,352) 2,944,115	(2,917) 476,349	(2,917) 476,349	
一般会計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	

()は一般財源

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

担当課 生活環境部県民生活課ほか5課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項イ中「第四十条」を「第四十条第一項及び第三項」に改め、同表の六十五の項イ中「指示」の下に「並びに当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表」を加え、同表の六十八の項中「及び次項」を削り、同項ハ中「第八十三条」を「第五十条」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ハを同項リとし、同リの次に次のように加える。

- ヌ 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）
- ル 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）

別表第一の六十八の項ホ中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ホを同項チとし、同項ニ中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ニを同項トとし、同項ハ中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同ハを同項ヘとし、同項ロ中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同ロを同項ホとし、同項イの次に次のように加える。

- ロ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにすることの許可
- ハ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- ニ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可

別表第一中六十九の項を削り、七十の項を六十九の項とし、七十一の項から九十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中別表第一の六十五の項の改正規定は公布の日から、同表の十四の項の改正規定は平成二十一年十二月一日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

改正理由

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質に関する表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

六十九〜九十一略

ロ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ハ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可

ニ 法第八十二条第一項の規定による立入調査等（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ホ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ヘ 法第八十三条の規定による報告の徴取（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ト 法第八十三条の二の規定による許可の取消し等（イ及びハに規定する許可に係るものに限る。）

チ 法附則第二項の規定による農林水産大臣との協議（イ及びハに規定する許可に係るものに限る。）

七十〜九十二略

	<p>この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにするこの許可</p> <p>ハ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ニ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可</p> <p>ホ 法第十八条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可</p> <p>ヘ 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ト 法第四十九条第一項の規定による立入調査等（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>チ 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>リ 法第五十条の規定による報告の徴取（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>又 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ル 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）</p>
	村

<p>六十九 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにするこの許可</p>	<p>この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第二十条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可</p> <p>ハ 法第二十条第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ニ 法第八十二条第一項の規定による立入調査等（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十三条の規定による報告の徴取（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p>
各市町	村

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第一（第二条関係）			
事	務	事	務
一〇十三略		一〇十三略	
十四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十条第一項及び第三項の規定による報告の徴収	岡山市 倉敷市	十四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十条の規定による報告の徴収	岡山市 倉敷市
十五〇六十四略		十五〇六十四略	
六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（飲食料品の品質に関する表示に係るものに限る。） イ 法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示並びに当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表	岡山市 倉敷市	六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（飲食料品の品質に関する表示に係るものに限る。） イ 法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示	岡山市 倉敷市
六十六・六十七略		六十六・六十七略	
六十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下	各市町	六十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下	各市町

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 生活環境部環境管理課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める。</p> <p>1 件につき 2 4 3 , 0 0 0 円</p>
改正理由	<p>土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県生活環境関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五十二 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二条第二項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千元

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

土壤汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める必要がある。

岡山県生活環境関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収) 第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 五十一略 五十二 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千円</p>	<p>(手数料の徴収) 第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 五十一略</p>

「地域文化芸術振興プラン推進事業」について

1 文化庁「地域文化芸術振興プラン推進事業」

特色ある地域文化の振興など地域の「文化力」の向上とともに、文化芸術活動の活発化により地域経済の活性化を促すことを目的とし、都道府県が設置した実行委員会で策定する地域文化芸術振興プランに基づく事業に対して支援を行う。

事業期間：平成21年9月1日～平成22年3月31日

実施主体：文化庁・都道府県が設置する実行委員会

経費支出：全額国庫（各都道府県1億円を上限 都道府県へ支出委任）

2 地域文化芸術振興プラン推進事業岡山県プラン

地域文化芸術振興プラン岡山県実行委員会が策定した「岡山県プラン」について、この度文化庁から、申請額（99,507千円）どおり内示があった。なお、プラン策定に当たっては、市町村及び文化団体からも事業提案を募ったものである。

(1) プランの推進に関する基本的な方針

- ・「国民文化祭・おかやま2010」の地域からの盛り上げを図る事業を支援し、併せて、岡山の文化の継続性を活かした新しい文化の創造と発展を目指す。
- ・将来の岡山の文化を担う子どもや若者らが、各地域で様々な文化を楽しみ、体験できる機会を充実するとともに、文化を担う人材や団体の育成と活用を図る。

(2) 事業実施計画

①国民文化祭応援事業

- ・国民文化祭支援フォーラム等事業

岡山ゆかりの人物をテーマにした文化芸術講演会やデザイン・芸術に係る講演会、ワークショップ等を開催する。

- ・国民文化祭支援広報宣伝事業

テレビ番組の作成・放映及び盛り上げ隊の派遣等を行う。

- ・国民文化祭プレイヤー事業の支援

国民文化祭市町村実行委員会及び文化団体が実施する事業を支援するとともに、倉敷ジャズフェスティバルを開催する。

②文化体験機会の充実

岡山フィルハーモニック管弦楽団による学校等での出前授業、楽器指導、演奏会及び総括コンサート等を開催する。

平成20年度人形峠周辺の環境放射線等測定結果について

県では、人形峠環境技術センターの周辺環境の保全のため、昭和54年度から環境保全協定に基づき環境放射線等の測定を実施しており、平成20年度における監視測定結果の概要は次のとおりである。

これらの測定結果は、環境保全協定に基づき原子力機構が別途実施した測定結果と合わせて、先月開催した岡山県環境放射線等測定技術委員会において、異常は認められないとの評価を得た。

1. 人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定

(1) 連続測定

観測局3局（人形峠・赤和瀬・天王）において、空間ガンマ線線量率、大気浮遊じん中全アルファ放射能濃度及び大気中ふっ素濃度の連続自動測定を実施した。

（測定結果）

- ①空間ガンマ線線量率は、年平均値で0.042～0.057 $\mu\text{Gy/h}$ であり、管理目標値以下であった。
- ②大気中ふっ素濃度は、管理目標値以下であった。
- ③大気浮遊じん中の全アルファ放射能濃度は、従来とほぼ同レベルで、異常は認められなかった。

(2) サンプルング測定

鏡野町内及び吉井川流域において、空間ガンマ線線量率、大気浮遊じん等に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度、ふっ素濃度等について定期的に測定を実施した。

（測定結果）

- ①空間ガンマ線線量率は、6地点で測定を実施し、年平均値で0.079 $\mu\text{Gy/h}$ であり、6地点とも従来と同じレベルで、いずれも管理目標値以下であった。
- ②大気浮遊じん、河川水、河底土、畑土及び水田土に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度並びに河川水中のふっ素濃度の測定結果は、いずれも従来とほぼ同レベルで、管理目標値以下であった。
- ③飲料水、未耕土、精米等の生物質に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度及びふっ素濃度の測定結果は、いずれも従来とほぼ同レベルであり、異常は認められなかった。

2. 中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定

空間ガンマ線線量率、大気浮遊じん等に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度等について、定期的に監視測定を実施した。

（測定結果）

- ①空間ガンマ線線量率は、捨石堆積場周辺の2地点で測定を実施したが、測定結果は年平均値で0.069 $\mu\text{Gy/h}$ であり、従来とほぼ同レベルで、いずれも管理目標値以下であった。
- ②大気浮遊じん、河川水及び河底土に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度の測定結果は、従来とほぼ同レベルで、いずれも管理目標値以下であった。
- ③坑内水、飲料水及び野菜等の生物質に含まれるウラン濃度、ラジウム濃度等の測定結果は、従来とほぼ同レベルであり、異常は認められなかった。
- ④大気中ラドン濃度は、従来とほぼ同レベルであり、異常は認められなかった。

3 回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定

環境中のプルトニウムについて、大気浮遊じん等に含まれるプルトニウム等の測定を実施した。

(測定結果)

河川水の一部と畑土、水田土から、全国的に検出されるレベルのプルトニウムが検出されたが、これらのプルトニウムは、過去に大気圏内で行われた核爆発実験によるものであると考えられる。

4 レンガ製造等に係る周辺保全確認書に基づく監視測定

残土保管場所近傍（岡山県側（平成18年度から））において、空間ガンマ線線量率及び大気中ラドン濃度の測定を実施した。

(測定結果)

空間ガンマ線線量率及び大気中ラドン濃度の測定結果は、昨年と同レベルであり、異常は認められなかった。

平成20年度

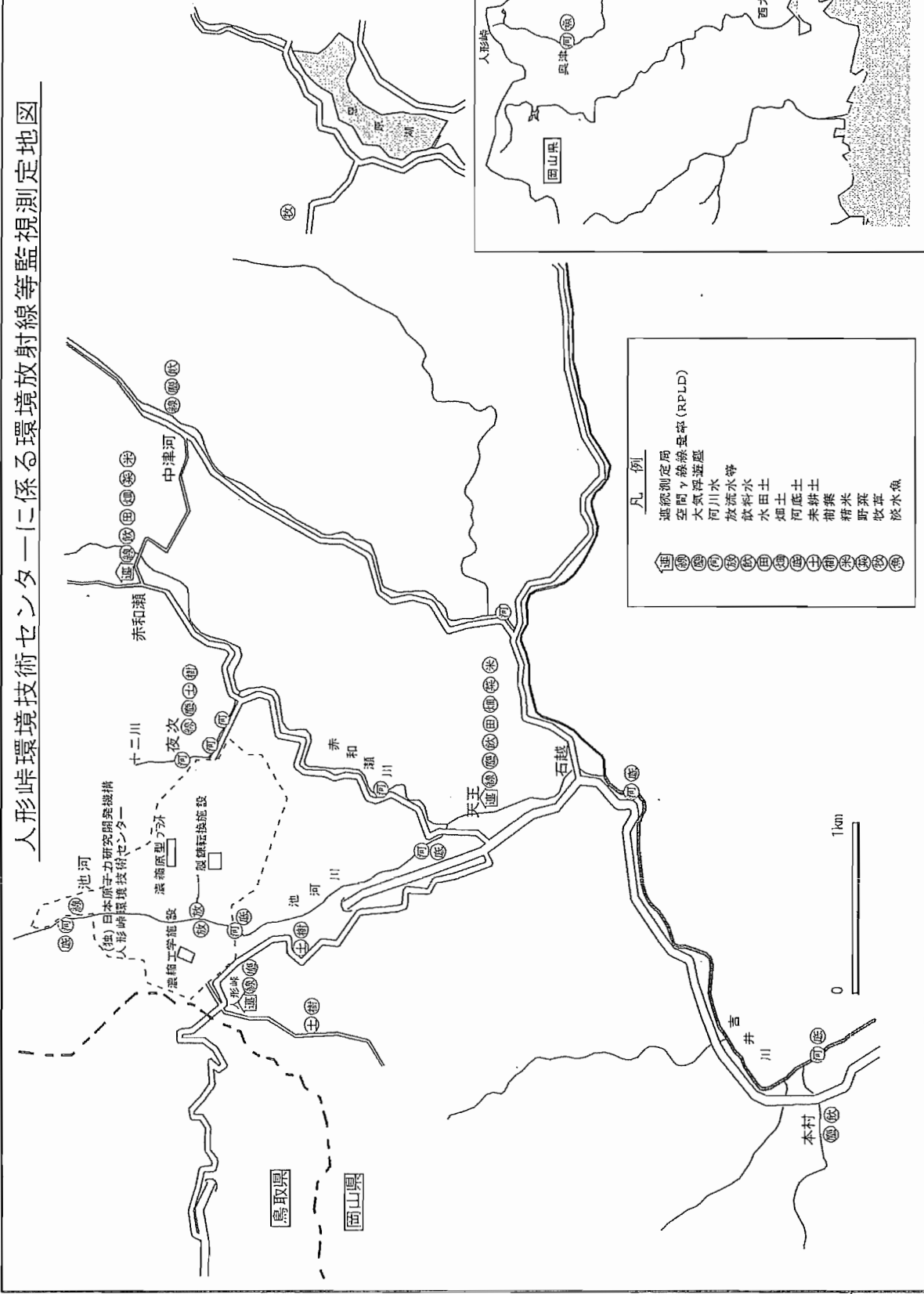
人形峠周辺環境放射線等測定結果

〈 概 要 版 〉

1 人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定

人形峠環境技術センターに係る環境放射線等監視測定地図

岡山県



(1) 連続測定結果

表-1 空間ガンマ線線量率

観測局	年月	平成20年												平成21年			年間値						管理 目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度	H15年度					
人形峠 μGy/h	平均値	0.060	0.061	0.062	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.059	0.059	0.041	0.054	0.057	0.056	0.061	0.053	0.056	0.054	0.087 μGy/h ≒0.143 μGy/h	1mSv/年			
	最高値	0.083	0.073	0.087	0.084	0.083	0.083	0.088	0.081	0.086	0.086	0.093	0.078	0.093	0.094	0.112	0.112	0.174	0.108					
赤和瀬 μGy/h	平均値	0.044	0.046	0.047	0.046	0.046	0.046	0.046	0.047	0.045	0.027	0.029	0.038	0.042	0.043	0.046	0.041	0.044	0.040	0.087 μGy/h ≒0.143 μGy/h	1mSv/年			
	最高値	0.064	0.055	0.067	0.067	0.067	0.069	0.052	0.067	0.076	0.073	0.048	0.058	0.076	0.075	0.096	0.090	0.150	0.088					
天王 μGy/h	平均値	0.059	0.059	0.059	0.059	0.058	0.059	0.058	0.059	0.057	0.033	0.038	0.055	0.054	0.055	0.061	0.054	0.050	0.051	0.087 μGy/h ≒0.143 μGy/h	1mSv/年			
	最高値	0.085	0.069	0.080	0.089	0.083	0.083	0.083	0.081	0.084	0.089	0.063	0.077	0.089	0.088	0.110	0.103	0.154	0.118					

注 バックグラウンド値 人形峠局：最高値 0.129 最低値 0.020、赤和瀬局：最高値 0.099 最低値 0.013 μGy/h
天王は、H4から測定開始、バックグラウンド値は設定されていない。

表-2 大気中かつ素

観測局	年月	平成19年												平成20年			年間値						管理 目標値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	H16年度	H15年度				
人形峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.70	0.48	0.58	-	-	3.3×10 ⁻⁴ mg/m ³			
	最高値 出現回数	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	0.76 2	0.56 4	0.80 7	ND 0	ND 0				
赤和瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	-	-	-	3.3×10 ⁻⁴ mg/m ³			
	最高値 出現回数	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	0.66 8	ND 0	ND 0	ND 0				
天王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	0.42	0.57	-	-	3.3×10 ⁻⁴ mg/m ³			
	最高値 出現回数	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	ND 0	0.58 2	0.42 1	1.07 24	ND 0	ND 0				

注 (1) ND：検出下限値未満 (2) 出現回数：検出下限値以上の出現回数 ※検出下限値：0.4×10⁻⁴ mg/m³

(2) サンプルリング測定結果

表-3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 — 計画数	測定結果				過去の測定結果				管理 目標値	法令値
			平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度		
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 — 24	0.079	0.080	0.082	0.077	0.083	0.084	0.087	0.087	0.143	
			0.101	0.101	0.101	0.101	0.109	0.112	0.109	0.112		

注 バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大 0.071～0.134 μGy/h である。

表-4 ウラン (U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 — 計画数	測定結果				過去の測定結果				管理 目標値	法令値
			平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度		
大気浮遊じん 10 ⁻³ Bq/cm ³	5	10 — 10	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	20
			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	46 — 46	<0.003	<0.003	<0.003	<0.004	ND	<0.03	ND	<0.03	20	
			0.031	0.011	0.017	0.025	ND	0.04	ND	0.04		
河底土 Bq/g (乾)	5	10 — 10	0.016	0.018	0.017	0.017	0.017	0.020	0.017	0.020	—	
			0.037	0.031	0.026	0.029	0.024	0.045	0.024	0.045		
土 畑 Bq/g (乾)	2	4 — 4	0.030	0.031	0.027	0.036	0.034	0.033	0.034	0.033	—	
			0.037	0.040	0.033	0.044	0.041	0.036	0.041	0.036		
水田土 Bq/g (乾)	2	4 — 4	0.043	0.043	0.045	0.041	0.041	0.044	0.041	0.044	—	
			0.059	0.058	0.063	0.055	0.061	0.058	0.061	0.058		
計	27	74/74										

注 測定結果が計数誤差の3倍未満の場合はND (不検出) と表示する。(以下取扱いは同じ)

河川水の測定方法は、17年度より吸光光度法からICP-MS法(高周波誘導結合プラズマ質量分析装置)に変更している。

表-5 ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理目標値	法令値	
				平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度			
大気浮遊じん 10 ⁻⁶ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 10 ⁻⁶ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g (乾)	5	10 10	平均値	0.053	0.056	0.053	0.058	0.048	0.057	1.8	—	
			最大値	0.077	0.087	0.094	0.119	0.086	0.122			
土 畑土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.050	0.053	0.047	0.059	0.057	0.054	0.74	—	
			最大値	0.055	0.059	0.053	0.065	0.062	0.060			
土 水田土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.068	0.060	0.058	0.064	0.064	0.068	0.74	—	
			最大値	0.088	0.073	0.078	0.074	0.081	0.090			
計	27	74/74										

表-6 かつ素

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理目標値	
				平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度		
河川水 mg/L	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
計	4	4/4									

捨石堆積場に係る環境放射線等測定地点図

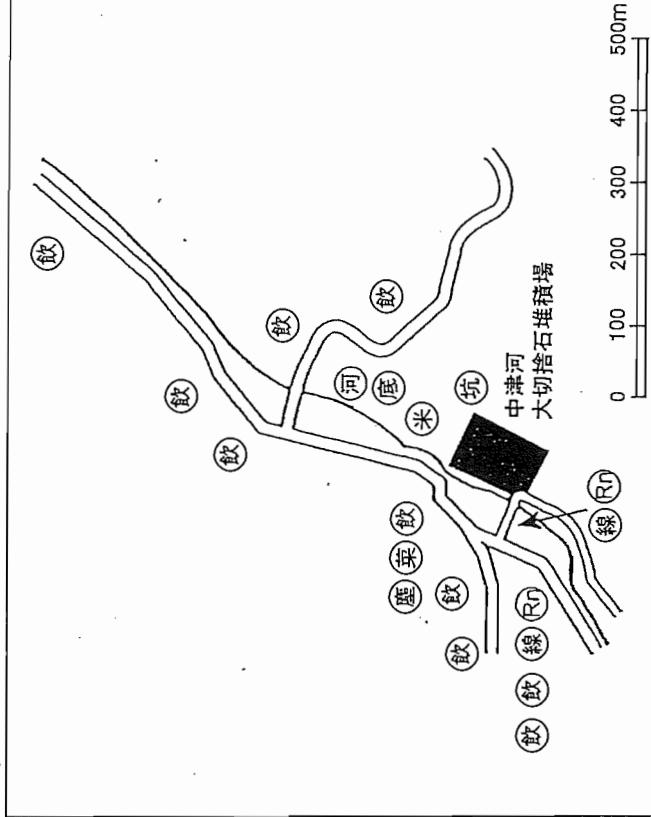
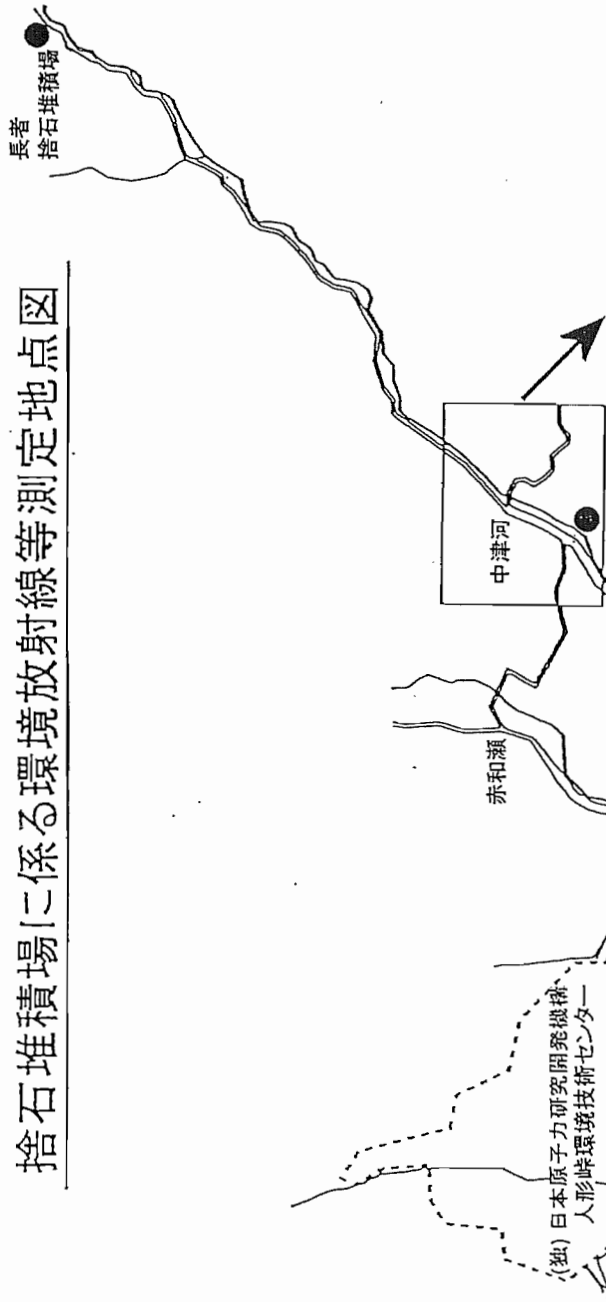


表-1 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 — 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
			平均値	最大値	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度		
空間ガンマ線 μGy/h	2	8 — 8	0.069 0.093	0.070 0.093	0.072 0.092	0.065 0.094	0.072 0.096	0.072 0.101	0.087	0.143	

注 バックグラウンド値：0.096μGy/h

表-2 ウラン(U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 — 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
			平均値	最大値	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度		
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	1	2 — 2	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.4	20	
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	3	1 2 — 1 2	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.1	20	
河底土 Bq/g(乾)	2	2 — 2	0.013 0.013	0.012 0.015	0.013 0.015	0.010 0.011	0.012 0.012	0.015 0.015	1.8	—	
計	6	16/16									

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)からの再掲。

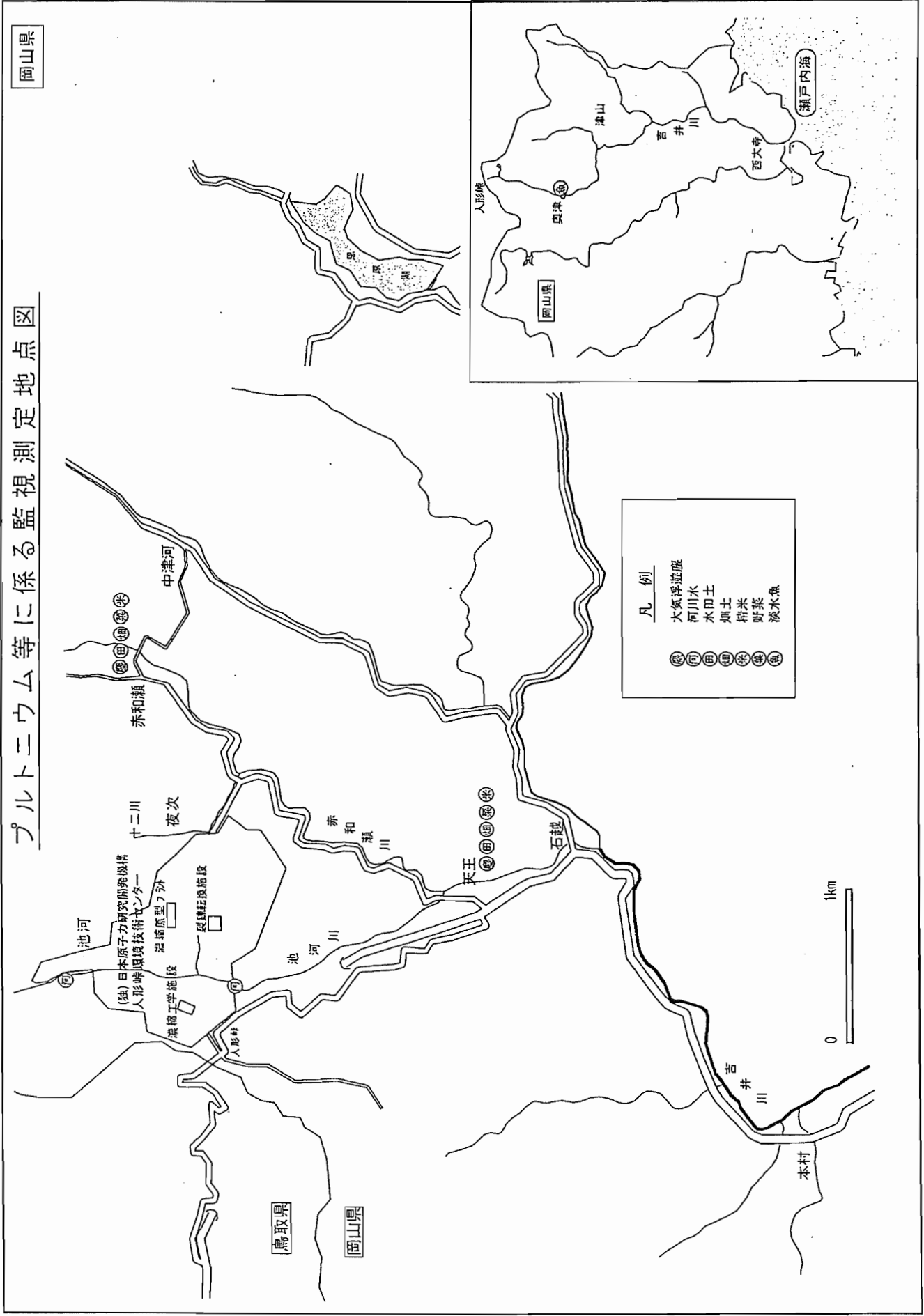
表-3 ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 — 計画数	測定結果		過去の測定結果			管理 目標値	法令値	
			測定 平均値 — 最大値	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度			平成16年度
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	1	2 — 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	3	1 2 — 1 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g(乾)	2	2 — 2	平均値	0.036	0.046	0.047	0.035	0.040	1.8	—
			最大値	0.038	0.050	0.055	0.035	0.048		
計	6	16 / 16								

注 大気浮遊じんについては、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定（サンプリング測定）からの再掲。

3 回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果

プルトニウム等に係る監視測定地点図



表一1 プルトニウム(239+240)測定結果

測定対象	測定地点名	過去の測定結果					事前調査	
		監視測定					平成6年度 上期	平成5年度 下期
		平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
河川水 mBq/L	池河川上流	0.0055	ND	ND	ND	ND	ND	
	池河川中流	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
畑土 Bq/kg乾	天王	0.32(0.011)	0.37	0.55(0.015)	0.89	0.082	0.082	
	赤和瀬	0.49(0.015)	0.69(0.029)	0.40(0.015)	0.32	0.052	0.052	
水田土 Bq/kg乾	天王	0.43(0.0098)	0.36(0.014)	0.32	0.26	—	—	
	赤和瀬	0.33	0.48(0.018)	0.44(0.014)	0.51	—	—	
野菜 Bq/kg生	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
精米 Bq/kg生	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

注()内は検出されたプルトニウム238の値
平成17年度から測定計画が変更になっている。

プルトニウム(239+240)対象地域測定結果(参考)

測定対象	測定地点名	事前調査結果	
		平成6年度 上期	平成5年度 下期
河川水 mBq/L	旭川中流 旧久世町	ND	ND
	旧八束村	0.45	0.23
	旧久世町	0.53	0.59
畑土 Bq/kg乾	玉野市	0.24	0.20
	旧八束村	0.50	—
水田土 Bq/kg乾	旧久世町	0.24	—
	玉野市	0.13	—
野菜 Bq/kg生	旧八束村	ND	ND
	旧久世町	ND	ND
	玉野市	ND	ND
精米 Bq/kg生	旧八束村	—	ND
	旧久世町	—	ND
	玉野市	—	ND
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	—	ND

レンガ製造等に係る 監視測定地点図

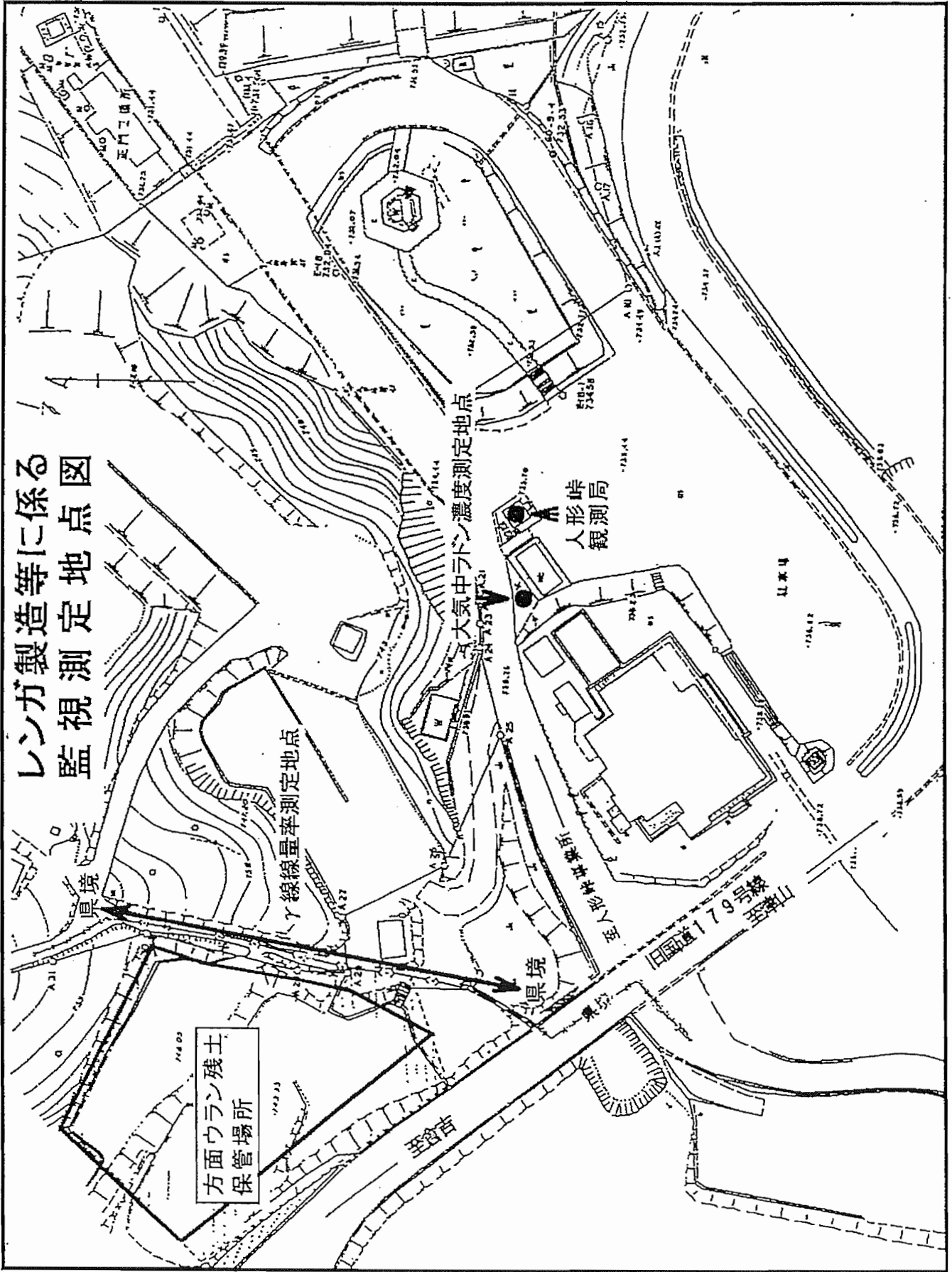


表-1 空間ガンマ線線量率 (NaIシンチレーションサーベイメータ)

測定対象	測定地点数	実施数 —— 計画数	測定結果		過去の測定結果	
			平成20年度	平成19年度	平成18年度	
空間ガンマ線 μGy/h	14 (県境沿いに5m間隔)	28 —— 28	平均値	0.055	0.061	
			最大値	0.082	0.082	

表-2 大気中ラドン濃度

測定対象	測定地点数	実施数 —— 計画数	測定結果		過去の測定結果	
			平成20年度	平成19年度	平成18年度	
大気中ラドン 10^{-6} Bq/m ³	1	4 —— 4	平均値	8.0	6.6	
			最大値	9.4	7.2	

【参 考】

(1) 用語解説

・ベクレル (Bq)

放射能（原子核がこわれて放射線を放出する能力）の強さの単位で放射性物質の含有量を表す場合にも使う。1秒間に1個の原子核が崩壊する時の放射能の強さを1ベクレルという。

・グレイ (Gy)

放射線の吸収線量の単位で、空間の放射線の量を表すために、空気が電離され吸収されたエネルギーをもとにして求められる。

・シーベルト (Sv)

体の外から放射線を受けたり、食物などを通して体内に入った放射性物質によって内部被ばくを受けたりするときの、人体への影響の度合いを示す単位。この度合いは人体の組織によって変わるので、それを考慮して、放射線が人体に及ぼす影響をはかるものさしの単位である。

(2) 人形峠環境技術センターの施設概要

・製錬転換施設

ウラン鉱石からウランを抽出、精製し、濃縮工程で使用する六ふっ化ウランに転換する施設である。

昭和57年3月に製錬転換施設の運転を開始し、平成6年8月から回収ウランの転換実用化試験を行っていたが、平成11年7月に運転を終了し、スクラップウラン（製品にならなかった四フッ化ウラン）の粉碎・乾燥処理、硝酸廃液の処理、ウラン濃縮原型プラントで実施している滞留ウラン除去試験に使用する IF_7 （七ふっ化ヨウ素）ガスの製造を実施してきた。平成19年度末に全ての試験・研究が終了したため、平成20年度から設備の本格解体を始めている。

・濃縮工学施設

当初、ウラン濃縮パイロットプラントと呼ばれ、昭和54年から遠心分離法によるウラン濃縮の実用化試験を行っていたが、平成9年3月に運転を終了し、現在は、遠心分離器処理技術開発基礎試験^{*}を行っている。

※使用済遠心分離機の汚染部分の除染、機微情報消滅（核拡散防止の観点から、部品の形状等を消滅させる）等の技術の検討・試験。

・ウラン濃縮原型プラント

ウラン濃縮の商業化のため、昭和63年から六ふっ化ウランを気化し、遠心分離機によりウラン235を濃縮する、一連の作業を通じ、遠心分離機の量産技術、機器設備の大型化・合理化等の研究開発を行ってきたが、平成13年3月に全ての役務生産の運転を終了している。

現在は、設備解体撤去に向けてプラント内の滞留ウラン除去・回収試験を行っている。